

2016年度
メインテーマ
要求書

瀬教労は、今年度の要求をまとめ、市に以下の要求書を提出しました。

記

1. 教育予算の増額をしてください。
2. 教職員の健康・労働条件と児童・生徒の健康・安全について
- (1) 教職員の在校時間の把握を行い、長時間労働がなくなるようにしてください。
- (2) 出勤記録を点検し、時間外勤務の場合は割振り簿にきちんと記録し、割り振りが適正に行われるようにしてください。出張や土・日の部活動指導を在校時間に入れていない等の誤った記載をなくしてください。あわせて「ノー残業デー」が徹底するようにしてください。
- (3) 労働時間把握の対象は、労働安全衛生法及び「H13 4・6 基澄39 通知『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関する基準』の策定について」により、「常時使用する全ての労働者」を把握対象にしてください。
- (4) 「在校時間状況記録」より把握できる超45時間・超80時間・超100時間の時間外労働をしている教職員数及び氏名を、教育委員会の責任において毎月把握してください。また、該当者が医師の面接指導を確実に受けられるように指導してください。
- (5) 安全衛生委員会について以下のことを実施してください。
 - ・校内安全衛生委員会及び総括安全衛生委員会において、作業環境管理のみでなく「在校時間状況記録」により把握できる長時間労働を解消するために、作業管理として具体的な方策を論議し計画を策定するようにしどうすること。
 - ・全職員の意見が反映できるような校内衛生委員会を少なくとも学期に1回以上行うようにすること。
- (6) 総括安全衛生委員会の論議事項を法に則り速やかに全職員に周知すること。
- (7) 勤務時間内における労働従事時間を教員の自主的・自発的行為としてボランティア扱いにさせないください。
- (8) 時間外勤務削減のために、行事や諸会議の精選・業務の合理化及び全般的な見直しを強めるように各校を指導してください。
- (9) 成績処理が勤務時間内で行えるように、作業時間を全ての学校で確保できるように働きかけてください。
- (10) 標準時間を大きく上回っていることが多い低学年の授業時間数を標準時間数に近づけ、児童・教職員の負担を軽減するようにしてください。
- (11) 授業持ち時間数と担当教科について以下のことを各学校に働きかけてください。
 - ・教諭のいわゆる授業持ち時間数を、小学校24時間・中学校18時間以下とってください。
 - ・学級対応教員である教頭・教務主任・「校務主任」の持ち時間数を小学校24時間・中学校18時間に近づけてください。
- (12) 非常勤職員の労働条件(勤務時間等)を各校で全職員に周知させてください。また、時給単価の引き上げや休暇の充実をはじめとした労働条件全般の改善に努力してください。
- (13) 教育公務員特例法21条・22条及び平成18年度3月15日付け「教員の研修の取扱いについて」(県教委通知)に基づき、職員の研修を奨励するようにしてください。
- (14) パワハラ防止に努め、「パワハラ防止指針」を毎年全員に配付してください。また、セクハラ・マタハラをなくすための研修や啓蒙活動を進めてください。
- (15) 出勤時刻記録のため
- (16) のICカードを導入してください。
- (17) 全ての学校をカバーする産業医を置き、健康管理(精神疾患を含めて)を徹底し、退職まで心身ともに健康で働き続けられるように環境整備をしてください。
- (18) 職場の働く環境(気積・照明・採光・換気・・)を基準に合わせるとともに、授業に集中できる教室環境にしてください。普通教室へのエアコン設置は、急務です。
- (19) 学校において予防すべき伝染病に対して、予防接種費用への補助を行ってください。特にインフルエンザ対策として、教職員の予防接種費用を助成してください。
- (20) 「新VDT作業ガイドライン」にそってコンピュータ作業の対策を行ってください。
- (21) 毎年のプール清掃作業を業者に委託してください。
- (22) 校地内の放射線量の測定を定期的にを行い、市民に公表してください。
- (23) 教職員の働く環境と福利厚生について
 - (1) 男女別の休養室・シャワールームをすべての学校で設置できるように、計画を進めてください。現在の設置状況と今後の計画を明らかにしてください。
 - (2) 職員トイレの数を増やしてください。併せて温水洗浄機能がついた便座を全校に設置してください。
- (24) 憲法・教育基本法・子どもの権利条約に基づいた子どもの人権の推進、開かれた学校づくり、子どもを取り巻く環境の改善について
 - (1) 「全国学習学力調査」に参加しないでください。学校別の点数公開を行わないでください。
 - (2) 全学年で少人数学級が実現できるように県に強く働きかけてください。
 - (3) 義務教育費無償の精神に則り、教育費の父母負担の軽減を行ってください。
 - (4) 学校図書館法改正に伴い、各学校に専門専任常勤の学校司書の配置を促進してください。
 - (5) 児童・生徒や教職員にとつて心身ともに負担となっている過熱傾向にある部活の在り方を見直す作業を進めてください。
 - ・部活動のあまりにも早い登校時刻、あまりにも遅い下校時刻を改善するように学校を指導してください。
 - ・家庭の日(毎月第3日曜日)における部活動は実施させないでください。土・日曜日のどちらか一日は「児童生徒・教職員の健康障害防止」「ゆとりと業務等の準備」を目的に「一日は休養に充てる」などの改善をしてください。
 - ・負担の多い朝練習は廃止してください。
 - (6) 小中一貫校・学校統廃合については、児童生徒や父

母住民にとって最善であることとし、拙速な作業は進めないでください。

(7) 非核自治体宣言の実現と、平和教育の充実のための施策をはかってください。

5. 学校の施設・設備について

(1) 各教室のテレビを液晶デジタルテレビに取り換えを進めてください。

(2) ガラス飛散防止フィルムや網戸を設置するとともに、地震による落下物等の教室内の安全を専門業者で確認し指導してください。

(3) トイレのバリアフリー化を進めてください。また、個室トイレを洋式トイレに変更していくことを進めてください。

(4) 遊具等の安全点検で見つかった危険箇所は、早急に改修してください。

(5) 児童用の机や椅子の取り替えを進めてください。

(6) 大規模改修を進め、電源や水道管などの点検整備をしてください。また、アスベスト含有の古いPタイルやホルムアルデヒドなどの有害物質が学校施設より曝露しないようにしてください。

(7) 全ての教室にエアコンを設置してください。

(8) 全ての教職員に個人用のPCを貸与してください。

(9) 砂埃対策を行ってください。(芝生化・ローラーなど)

6. 教職員の配置について

(1) 小・中・高3まで35人学級の制度を市独自で

作ってください。

(2) 特別支援学級入級者が増えていきます。普通学級にも問題を抱えた児童・生徒がいます。より充実した支援員・サポーター制度を確立してください。

(3) 養護教諭が泊を伴う場合の人員を確保してください。(宿泊の場合、養護教諭が引率に加わり、学校の対応ができなくなり、学費の対応ができません。定光寺野活動センターに看護師がいれば、小学5年のキャンプだけでも助かります。)

(4) 日本語学級設置校へのサポート体制を強化してください。合わせて日本語学級が設置されていない学校でも必要な児童・生徒や保護者がいる場合のサポート体制作りを進めてください。

(5) 特別支援学級での人数などを考慮した介助員制度を確立してください。

7. その他

(1) 図書館建設に当たっては、図書館本来の理念を踏まえ、市民のニーズに合ったものにしてください。地域図書館の充実・拡充を図り、利用しやすくしてください。また、市の直営とし、市民に開かれた協議会を設置して民主的に運営してください。

(2) 就学援助制度を拡充し、市民への周知をしてください。

(3) 原材料費への補助で給食費を引き下げてください。また、就学援助を受ける児童・生徒の家庭は無料にしてください。

(4) 学校用務員の員数を増やし複数配置で校舎内外の整

備を進めてください。

(5) 学校に関わる職員は正規職員を当ててください。各学校に太陽光発電を1の設置し、自然エネルギーの利用、教育を進めてください。

(7) 男女混合名簿が100%になるように啓蒙活動を進めてください。

(8) 市の大型バス、マイクロバスの台数を増やし、多くの場で使えるようにしてください。

(9) 就学時検診を学校以外(公民館等)で行ってください。

以上

5.1
×1
デー

2016年5月1日(土)尾張東メーデーが川崎モーターで行われました。宮川蔵(パルティセと)宮川広場までパレードをしました。



↑ 宮川モール

↓ パレード



戦争法廃止にむけて

戦争ゆるさない瀬戸の会

2015年9月19日の安保法・反強行採決以来、国民的安保法が強い政治的根拠を失い、憲法に反するものとして、市民が党派的な思想・信条の垣根を越え、平和と民主主義の一点を以て、共同の意志を取り戻すための政治的動きが止まらない。瀬戸では、戦争ゆるさない瀬戸の会が発足の集いが、4月23日の文化センターで、開かれ、以下の方針を確認しあいました。

《当面の方針》

○ 私たちは戦争につながる全ての事柄に反対します。

○ 私たちは戦争反対の取り組みと連帯します。

○ 私たちは戦争法に反対します。

☆ 5・15集会を開催します。

☆ 総がかり実行委員会の2010万署名に取り組みます。

☆ 19日/毎月 統一行動に参加します。

九条の会・森英樹講演会

4月29日(金)午後1時から瀬戸市文化センター大ホールで、森英樹名古屋大学名誉教授の講演会がありました。

講演会では、憲法が国民の権利を保障し、国権の発動に制約を課していること、憲法が政治の根幹をなしていること、憲法が国民の生活に直結していることなどが、森教授の熱い語りによって、会場に伝達されました。

講演会では、森教授の熱い語りによって、会場に伝達されました。



瀬戸市文化センター (2016.4.29)



↑ 森英樹氏